

丁鳥取県公報

平成13年12月28日(金) 号外第135号

每週火:金曜日発行

		Ħ	从	
規	則	建築士法施行細則の一部を改正する規則(78	3)(建築課)	

告 鳥取県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更(706)(水産課).................2 示

----- 公布された規則のあらまし -----

建築十法施行細則の一部を改正する規則

- 1 他の都道府県知事が行う学科の試験に合格した場合にも、知事が行う学科の試験に合格した場合と同様 に、次の2回の二級建築士試験又は木造建築士試験の学科の試験を免除することとした。
- 2 この規則は、公布の日から施行することとした。

規 則

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成13年12月28日

鳥取県知事 片 Ш

鳥取県規則第78号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則(昭和25年鳥取県規則第85号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

> 改 正 改 正 前

(学科の試験の免除)

第11条 学科の試験(他の都道府県知事が行う学科の試 | 第11条 学科の試験に合格した者については、その申請 験を含む。) に合格した者については、その申請によ り、学科の試験<u>(他の都道府県知事が行う学科の試験</u> <u>を含む。</u>) に合格した二級建築士試験又は木造建築士 試験(他の都道府県知事が行う二級建築士試験又は木 造建築士試験を含む。) に引き続いて行われる次の2 回の二級建築士試験又は木造建築士試験に限り、学科 の試験を免除する。

(学科の試験の免除)

により、学科の試験に合格した二級建築士試験又は木 造建築士試験に引き続いて行われる次の2回の二級建 築士試験又は木造建築士試験に限り、学科の試験を免 除する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

鳥取県告示第706号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律第77号)第4条第7項の規定に基づき、同法第3条第2項第6号に掲げる数量に関し実施すべき施策に関する鳥取県の計画を変更したので、同法第4条第10項において準用する同条第5項の規定により次のとおり告示する。

平成13年12月28日

鳥取県知事 片 山 善博

鳥取県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

鳥取県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画(平成12年鳥取県告示第727号)の全部を改正する。

- 一 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針
 - 1 本県の海岸線は約130キロメートルであり、起伏の少ない単調な海岸で、海底には天然礁が本県の東部及 び西部に見られるものの、ほとんどが砂質である。

沿岸漁業では小型底びき網漁業、刺網漁業等が、沖合漁業では沖合底びき網漁業、大中型まき網漁業、小型いかつり漁業等が盛んであり、水産業は本県において重要な産業である。

また、本県西部に位置する境港は日本海側最大の漁業基地であるとともに、水産物流通加工の一大拠点となっている。

今後ともこれらの水産業の発展を図っていくためには、海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

- 2 本県の沿岸流は、概略的には沿岸線と平行して対馬暖流沿岸流の東流が卓越している。一方、隠岐海峡を 通る流れと隠岐島をう回して同島東側を南下する流れが合流し、また、海底地形に起因する山陰若狭沖冷水 の消長が見られ、これと相まって複雑な流況を呈することから、回遊魚の移送、接岸が促され、本県沖合水 域は我が国有数の漁場を形成している。
- 3 県としては、従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等、種々の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、地先の資源を主体として多くの海洋生物資源の保存及び管理が図られるようになってきているが、さらに海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画により決定された漁獲可能量の都道府県別の数量について適切な管理措置を講ずることとする。
- 4 漁獲可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導、採捕の数量の公表等、実効力のある措置 を講じるため、他県入漁船を含めて第一種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。
- 5 また、漁獲可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であるため、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、県水産試験場を中心とし、国又は関係道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。また、資源管理の充実を図るため、必要に応じて漁業管理措置の強化を図ることとする。
- 6 第一種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの 資源管理型漁業を推進していくこととする。

- 7 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度の活用等により引き続き漁業者等による自主的 な資源管理を推進する。
- 8 本県における漁獲可能量制度においては、他県入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うように努めることと する。
- 二 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項
 - 第一種特定海洋生物資源の知事管理量は以下のとおりである。

【まあじ】

平成14年1月から12月まで:若干

【するめいか】

平成14年 1月から12月まで: 若干

三 第一種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

【まあじ】

中型まき網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数については現状どお りとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が近年の漁獲実績程 度となるように努めるものとする。

小型定置漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、原則として現状の規模を維持す ることとし、この結果、漁獲実績が近年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

【するめいか】

総トン数5トン未満の動力船により釣りによってするめいかを獲ることを目的とする漁業については、現状 の漁獲努力量を増加させることがないよう指導するとともに、漁獲の動向等の推移について注意を払うものと する。

四 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要である ことから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化を更に進めることとする。

4	平成13年12月28日	玉唯 日	馬	圦	県	公	较	(号外 <i>)</i> 第135号	
									\neg
1									